

荒川将来像計画 地区別計画 【川口市】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

2025年7月25日

まえがき

市内を流れる荒川の下流部は、明治末期の 2 度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の 3 部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民等の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年〇月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像計画推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民等と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる

人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

川口市長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画地区別計画〔川口市編〕（改定案）目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-5
1.3. 検討体制	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 川づくりの基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-3
2.4. ブロック別計画	2-4
2.4.1. 現況土地利用	2-4
2.4.2. ブロック区分	2-5
2.4.3. ブロック別計画	2-8
2.5. 川口市における取組事例	2-19
2.5.1. 市民が集う荒川ふれあいまつり	2-19
2.5.2. 川口市内での荒川クリーンエイドの取組	2-20
2.5.3. 川口市荒川町・水辺の楽校	2-23
2.5.4. 「河原町原っぱ」の整備と利用、管理について	2-26
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.2. 行政と沿川住民等の役割	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-4
3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-5
3.3. 河川敷の占用状況	3-6
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み	3-8
4. 地区別計画の実施	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 地区別計画の周知	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ	4-1
4.4. 地区別計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民等との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。



図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川下流部においては、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」がともに健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目指していきます。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” を目指していきます。

●多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民等の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民等と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

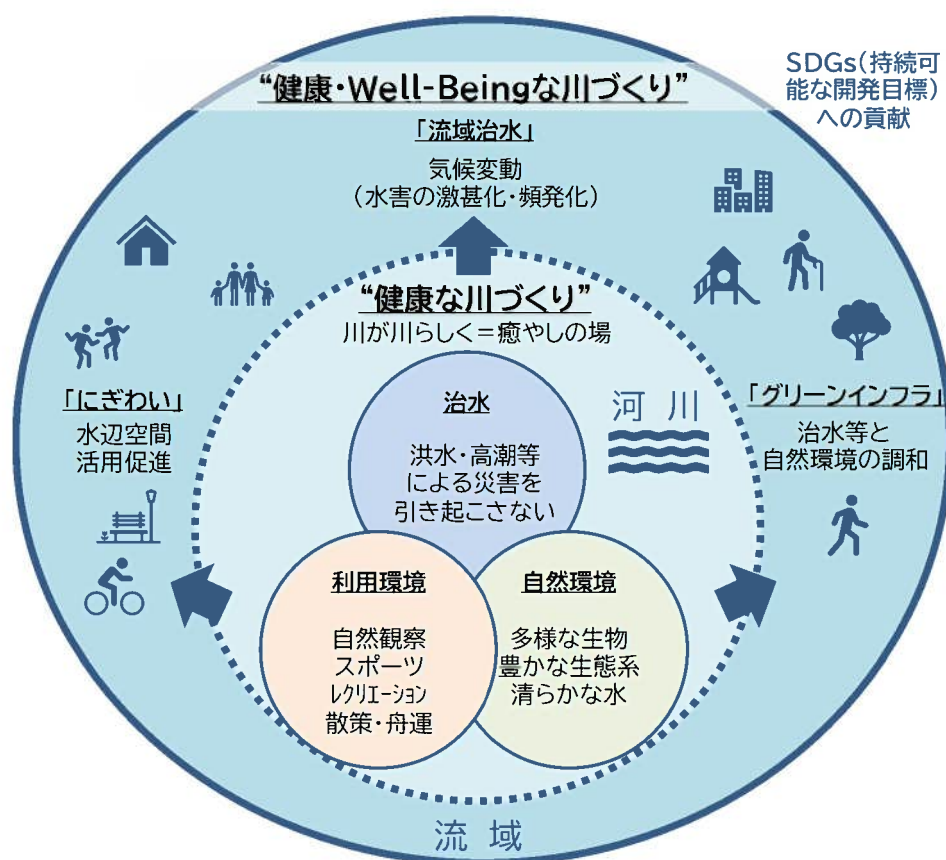


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

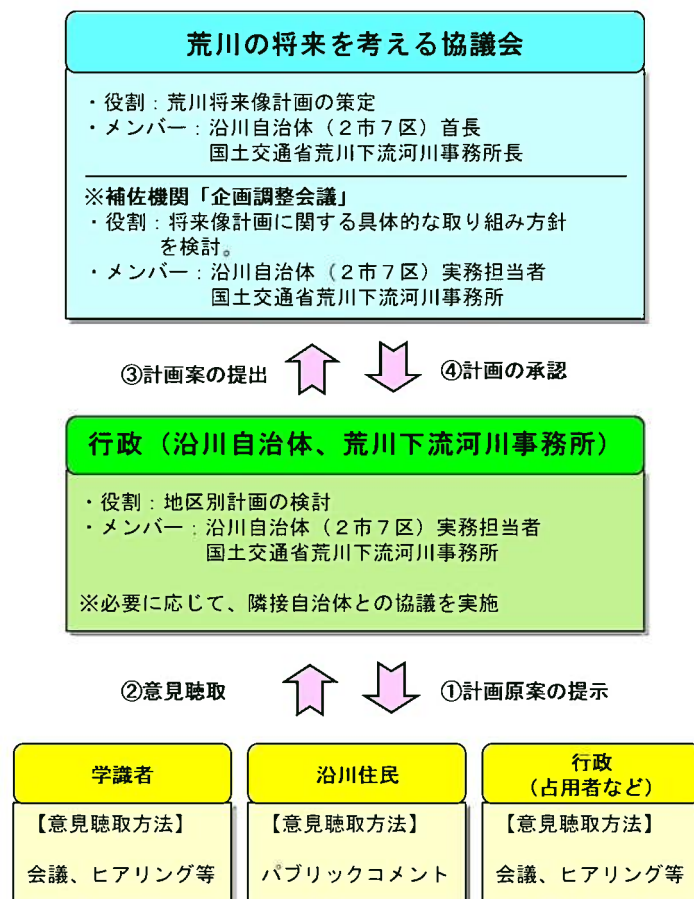


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

○レクリエーション空間として

- ・ ゴルフ場やスポーツグラウンドといった市民レクリエーション空間として幅広く利用されています。

○身近な自然空間として

- ・ 市街地では自然地が減少しています。荒川に残された身近に存在する自然空間は、多くの生き物の生息空間となり、環境学習や憩いの場となっています。

○防災機能を備えた空間として

- ・ 川口市地域防災計画において、荒川河川敷は全て広域避難場所に指定されており、重要な空間として位置づけられています。



平成23年1月16日に行われた
川口市震災消防総合演習における演習状況の様子

2.2. 川づくりの基本方針

●基本方針

**荒川の自然を保全するとともに、
ゴルフ場・スポーツグラウンドの適正な利用促進を図ります**

市民のオアシスとなる川として、生物多様性を促進する自然地を保全改善し、自然と触れ合い、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として、また、災害時の避難場所として、心身の健康を養い、心のやすらぎを得る川として、人と自然が共存し、これからも市民に親しまれていく川としていきます。



2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民等の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分		
			目的	利用例	
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する （荒川の川らしい姿を形成するための 整備・維持管理を実施）	モニタリング調査	
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ （誰もが身近に触れ合える自然地と して整備・維持管理を実施）	自然体験活動、自然観察、釣 り、散策、サイクリング、草 摘み、虫取り	
	利用 地	多目的地	多目的に利用 （誰もが多目的に利用できる場とし て、自然度を向上させるような整 備・維持管理を実施）	散策、サイクリング、ピク ニック、球技以外のスポーツ などを含む誰もが自由に入出 りできる緑地・公園・休憩施 設等	
		ゴルフ場	ゴルフに利用 （市民への敷地開放に向けた自然度 の向上を検討）	ゴルフ	
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として 利用する （仮置場として利用しない場合は、 自然度の高い場所として維持管理を 実施）	河川工事の施行用地	
		利用施設	グラウンド （各種競技 場）	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う （芝生化など、自然度向上に向けた 検討を実施）	野球、サッカー、テニス、 ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用	利便施設（休憩施設、ベン チ・四阿（あずまや）、トイ レ、駐車場）、船着場、緊急 用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

川口市の荒川河川敷は、河口から 19.6km～24.0km に位置しており、その低水路幅は約 200m です。河川敷の面積は、約 80ha であり、その内訳は自然地が約 11ha、ゴルフ場やグラウンド、公園・緑地等の利用地が約 70ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 4 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	8.1ha
干潟(自然地)	3.0ha
多目的地	3.6ha
ゴルフ場	46.7ha
利用施設	19.3ha
土砂仮置場	0.0ha

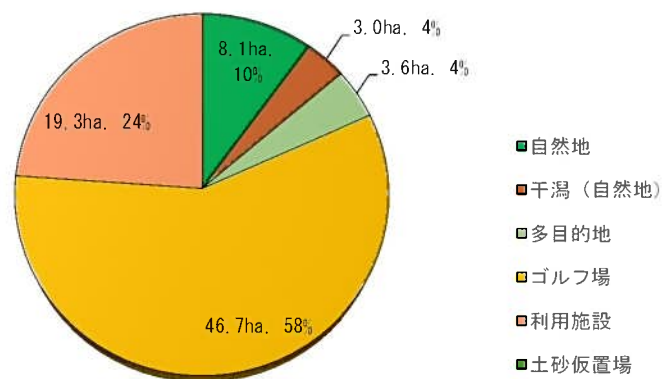


図 2-1 現況土地利用 (令和 4 年度時点)



写真 浮間ゴルフ場

2.4.2. ブロック区分

川口市は、荒川左岸河口から 19.6km～24.0km までの範囲となります。

推進計画の基本方針や地先の立地特性を踏まえ、本地区の整備にあたってのブロック区分を行うと下図のとおりとなります。

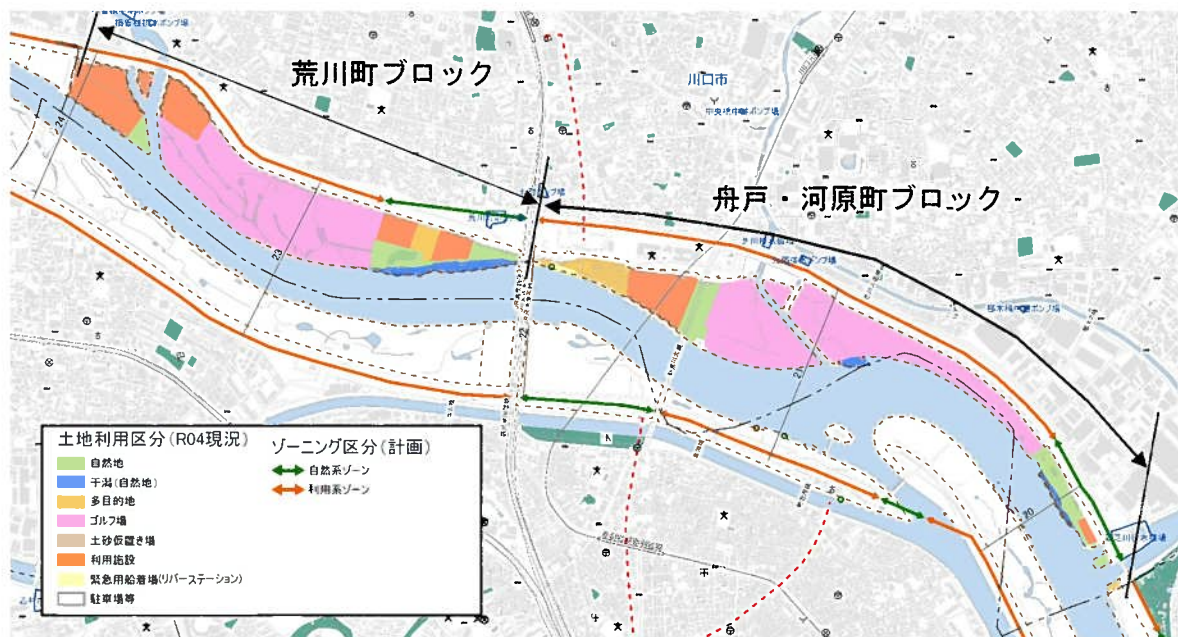
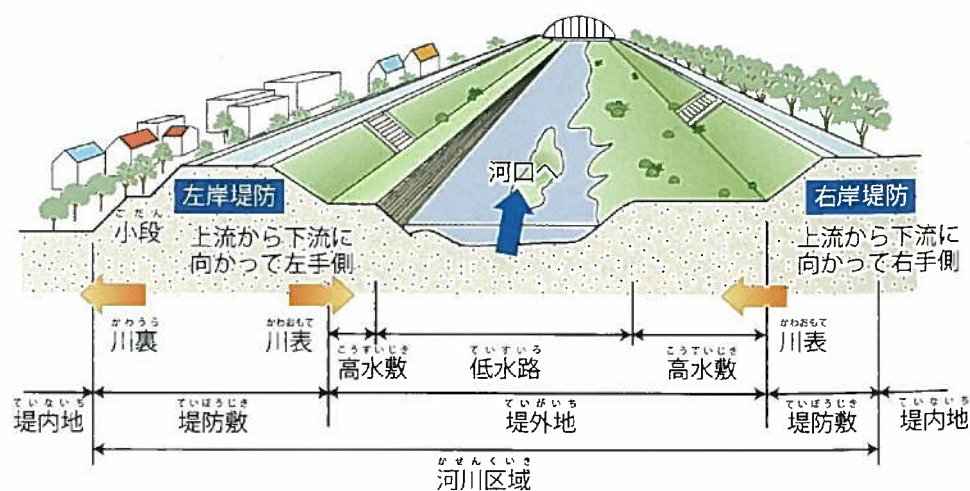


図 2-2 川口市におけるブロック区分



<河川に関する用語>

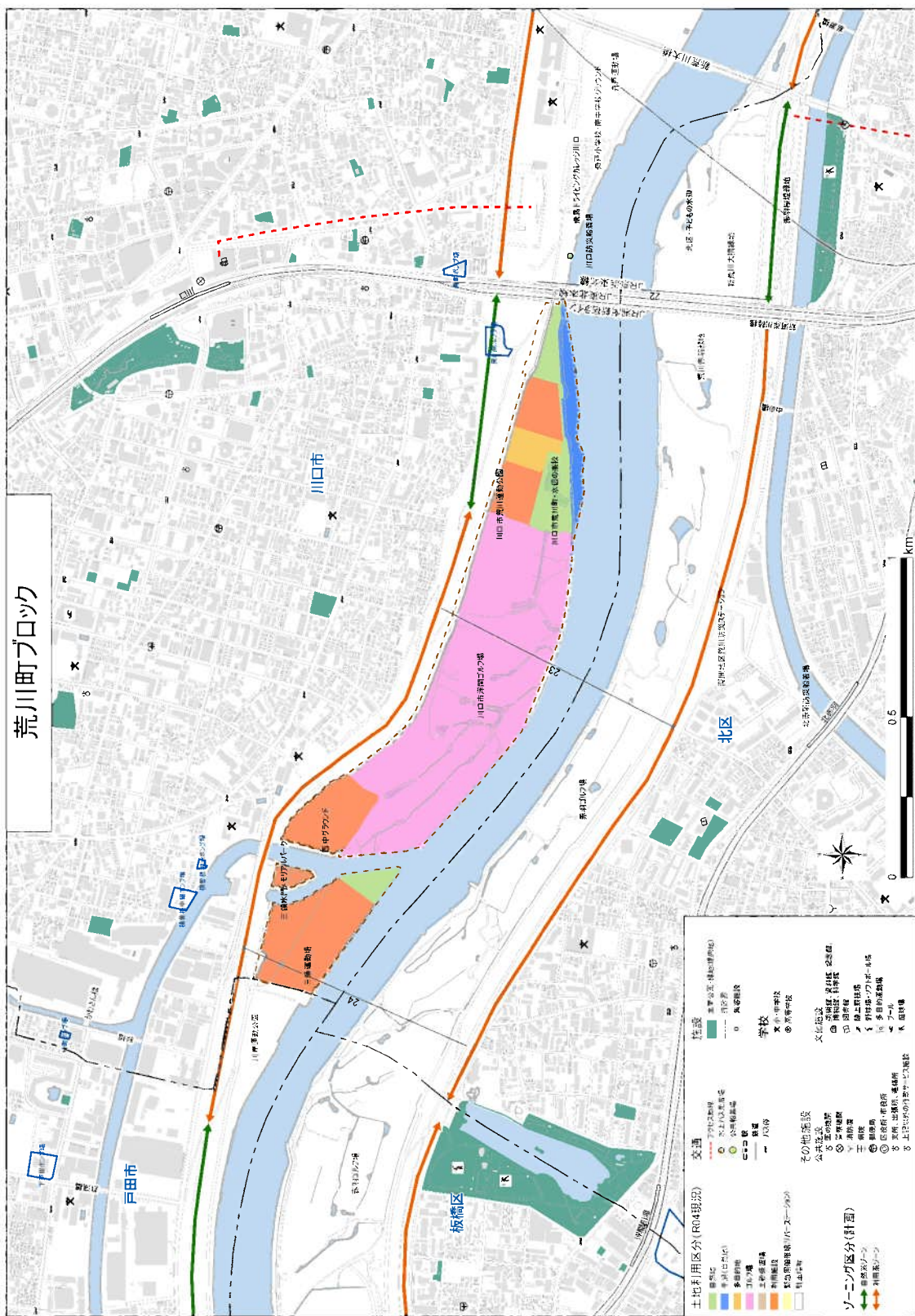


図2-3 現況土地利用図(荒川町ブロック)

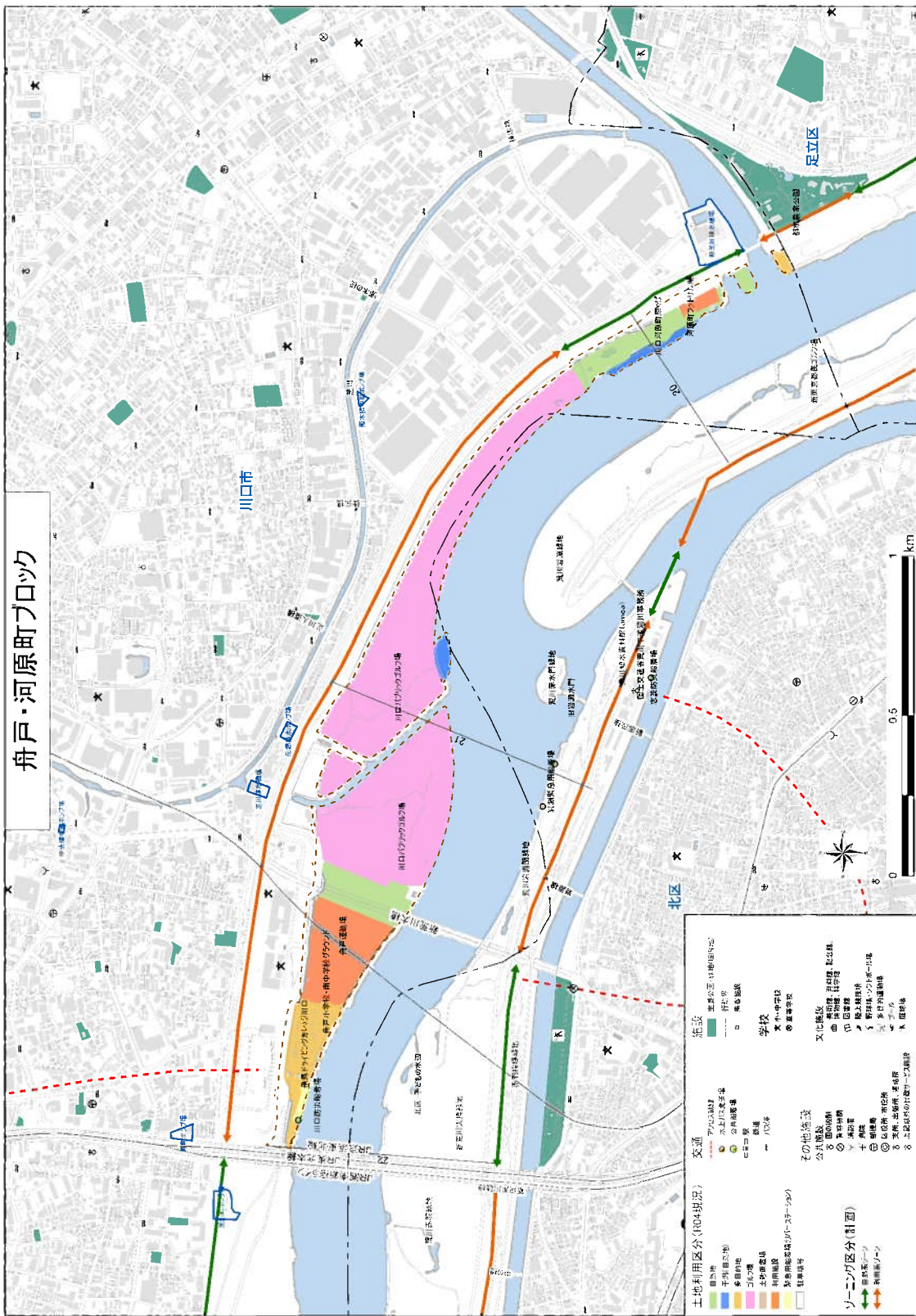


図 2-4 現況土地利用図 (舟戸・河原町ブロック)

2.4.3. ブロック別計画

(1) 荒川町ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは川口市域最上流部より JR 線鉄橋の間に位置するまとまった空間です。
- ・ 本ブロックに浮間ゴルフ場の占める割合は約 60%であり、他は西中の教育施設としてのグラウンド等が整備されており、ほぼ全域がスポーツ・レクリエーションエリアとなっています。
- ・ 菖蒲川・緑川の洪水調節を目的として平成 3 年に完成した三領水門は地域のシンボルとなっており、小学生の学習の場や憩いの場として利用されています。
- ・ 平成 21 年 3 月に荒川町が「水辺の楽校プロジェクト」に登録され、荒川に生息する生物を子供たち等に紹介し、荒川の自然についての理解や認識を深めてもらうことを目的として、魚捕り等を通した体験型の自然教室を開催しています。
- ・ 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



川口市立西中学校グラウンド

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として「堤防の嵩上げ」「高規格堤防の整備及び緩傾斜化」「緊急用河川敷道路の整備」が進められました。
- ・ 三領運動場は素堀の水路と、植え込み植樹により自然度の向上がなされました。近隣小学校の自然観察の場として、利用されています。
- ・ 荒川運動公園にラグビー場やトイレ等の施設が整備され、利用の幅が広がりました。
- ・ 浮間ゴルフ場については、場内にある潜在的な可能性を秘めた水辺の自然環境が、水辺の楽校を中心として、学校や市民に広く紹介され、多くの人に活用されるようになりました。また、池や水路を利用したビオトープが創出されました。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 水際部の自然度向上を図り、航走波による洗掘防止、干潟やヨシ原を保全するため一部の箇所には木工沈床が設置されました。
- ・ 荒川運動公園にドッグラン・バーベキュー場が整備され、利用の幅が広がりました。
- ・ 干潟とラグビー場間や修景池周辺に自然地を創出し、水辺の楽校として活用されるようになりました。



3) 今後の取組課題

- ・ 利用施設の整備による利用者増加に伴い、適正な利用とマナーの向上が求められています。

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 浮間ゴルフ場について、自然度向上(エコアップ)を図った場所について適正な維持管理を行います。
- ・ 野球場等のグラウンド周辺に整備された自然地を引き続き保全し、自然と共存するスポーツエリアとして適正な維持管理を行います。また、トイレ等の施設については利便性、快適性の向上を図ります。

<ブロックの取組内容>

- ・ 運動施設間には移動性のトンボや、鳥類の休息、採餌の場となるよう自然地を概ね 500m 間隔で設置し、運動施設内は、利用者に緑陰提供を図ります。
- ・ 水際部の自然地については、連続的あるいはスポット的に可能性のある場所を検討し進めていきます。

荒川町ブロック

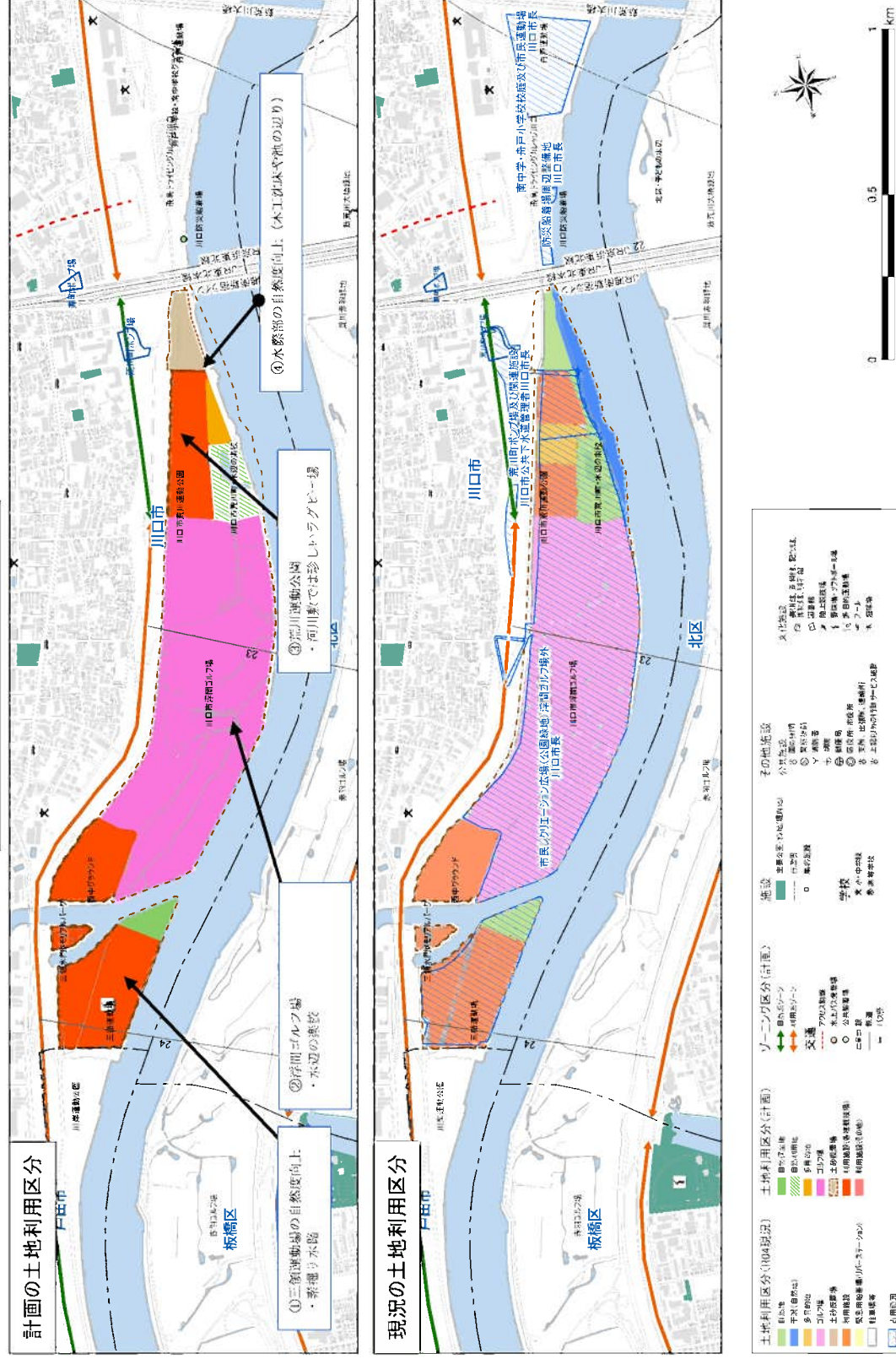


図2-5 地区別計画の土地利用計画図

[illegible]

図 2-6 進捗状況図

(2) 舟戸・河原町ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは川口市の南東部にあたり、JR 京浜東北線川口駅が最寄り駅となります。上流側は、川口市の地場産業である鋳物工場をはじめとする工場・戸建住宅やマンションが混在する地域、下流側は、工場を中心とする地域となっています。現在、川口高規格堤防事業実施地区には南中学校、舟戸小学校、舟戸幼稚園、善光寺、自動車教習所があります。
- ・ 河川敷の利用系施設は、川口パブリックゴルフ場、河原町フットサル場、南中学校及び舟戸小学校のグラウンドがあります。
- ・ 河川敷の自然地は、芝川水門上流部に池・湿地及び草地が整備され、バッタやトンボなど身近な生き物、荒川の自然に触れ合うことのできる場所「河原町原っぱ」として親しまれています。
- ・ 河原町部分の水際は干潟が見られ、ゴカイやクロベンケイガニといった汽水域特有の生物が生息し、水鳥の姿も見られます。
- ・ 本ブロックは芝川、旧芝川流域にあり、内水被害*を多く受ける地域のため、芝川には芝川水門、新芝川排水機場を、旧芝川には旧芝川排水機場を設け、被害の軽減を図っている地域です。
- ・ 震災時に荒川を復旧資材や救援物資の輸送路として確保するため、堤防脇に緊急用河川敷道路が整備され、普段は散歩やジョギング、サイクリングなどに活用されています。



舟戸・河原町ブロック付近の荒川（19.7km～22.5km）〈平成21年撮影〉

*堤内地にある水のことを「内水」といいます。本来この水は川へと流れていきますが、洪水がおきて川の水位が高くなると内水の水はけが悪くなり、堤内地にたまる水の量が増えていきます。この結果、家屋や農地などが水に浸かってしまうことを内水被害と呼びます。

2) これまでの成果

- ・ 治水対策として「高規格堤防の整備及び緩傾斜化」「公共的船着場の整備」「緊急用河川敷道路」、河川敷利用として「利用施設・広場の整備」、自然度の向上として「中規模自然地の形成（河原町原っぱの整備－市民団体が維持管理を行ってきた。）」「川口パブリックゴルフ場における自然度向上」が進められました。
- ・ 川口パブリックゴルフ場における自然度向上として、「排水施設周辺を活用した湿地」を作り、多様な生物休息の場を確保しています。また、「管理台帳による樹木の管理」、「農薬使用をグリーンとティーグラウンドのみに作定」、また、荒川下流管内の他のゴルフ場と同様にゴルフ場自ら場内の水路や池で定期的な水質検査を行い、農薬の河川への影響把握に努めます。
- ・ 防災緊急情報ネットワークの整備の一環として、全エリアにわたって河川敷に光ファイバーを敷設しました。
- ・ 河原町では、中規模自然地の形成を目標としていましたが、フットサル場の計画の浮上とともに、利用者等が自然地（河原町原っぱ）に理解と参加を促していく新しい試みを持ちつつ、河原町フットサル場が平成22年7月1日にオープンしました。
- ・ 水際部の自然度向上を図り、航走波による洗掘防止、干潟やヨシ原を保全するため一部の箇所には木工沈床が設置されました。



川口パブリックゴルフ場の湿地 「かわぐちッ子荒川クラブ」木工沈床付近での釣り大会

3) 今後の取組課題

- ・ 現在「中規模自然地の形成」「野草系広場」が未整備となっています。
- ・ また、広域避難場所に指定されていることから、災害時にスムーズに避難できるように行政間での連携を高めていきます。また、市民の防災意識を高め、自らできる防災への取組を支援していきます。
- ・ これらの未整備部分の整備に努める一方、またその利活用についても併せて検討していきます。
- ・ 自然地の保全や自然度の向上を目的に整備された箇所については、適正な管理やモニタリングなどを市民と連携して行っていく必要があります。

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ・ 川口パブリックゴルフ場については中規模自然地に相当する自然度向上(エコアップ)を促進させます。
- ・ 河原町フットサル場が整備され、利用の推進を図るとともに、利用者の周辺自然地への関心や理解も合わせて高めていきます。

<ブロックの取組内容>

- ・ 本ブロック上流部において、引き続き高規格堤防の整備及び緩傾斜化を進めます。
- ・ 運動施設間には移動性のトンボや、鳥類の休息、採餌の場となるよう自然地を概ね 500m 間隔で設置し、運動施設内は、利用者に緑陰提供を図ります。
- ・ 川口パブリックゴルフ場については、樹木や草地を活かした自然度向上を図るとともに、利用者への啓発を図ります。
- ・ 川口リバーステーションの日常的な活用により、地域の防災機能の向上や周知を図るとともに、周辺の跡地も含めた一体的な整備を進めていき、水辺の散策や市民の憩いの場としていきます。
- ・ 河原町原っぱ、河原町フットサル場については、全体を荒川の自然を見守り親しむ空間として位置づけ、双方の利用者及び潜在的な利用者である市民に対し理解と協力を広げ、適正な利用・維持管理を進めていきます。河原町原っぱは、活動団体による自然地管理や自然と親しむ活動を行っていくとともに、環境学習や体験学習等での利用も図っていきます。水際の干潟やヨシ原及びそれに続

く草地などは、植生の遷移状況や生物の生息状況ともに見ながら、市民と行政の協働により維持管理を進めていきます。

- ・ グラウンドなどのスポーツ施設やゴルフ場などの利用施設と自然地が混在した地域であることから、全体的な自然度の向上を目指した施設整備や管理とともに、安全で適正な利用やマナーの向上、啓発を図ります。

舟戸・河原町ブロック

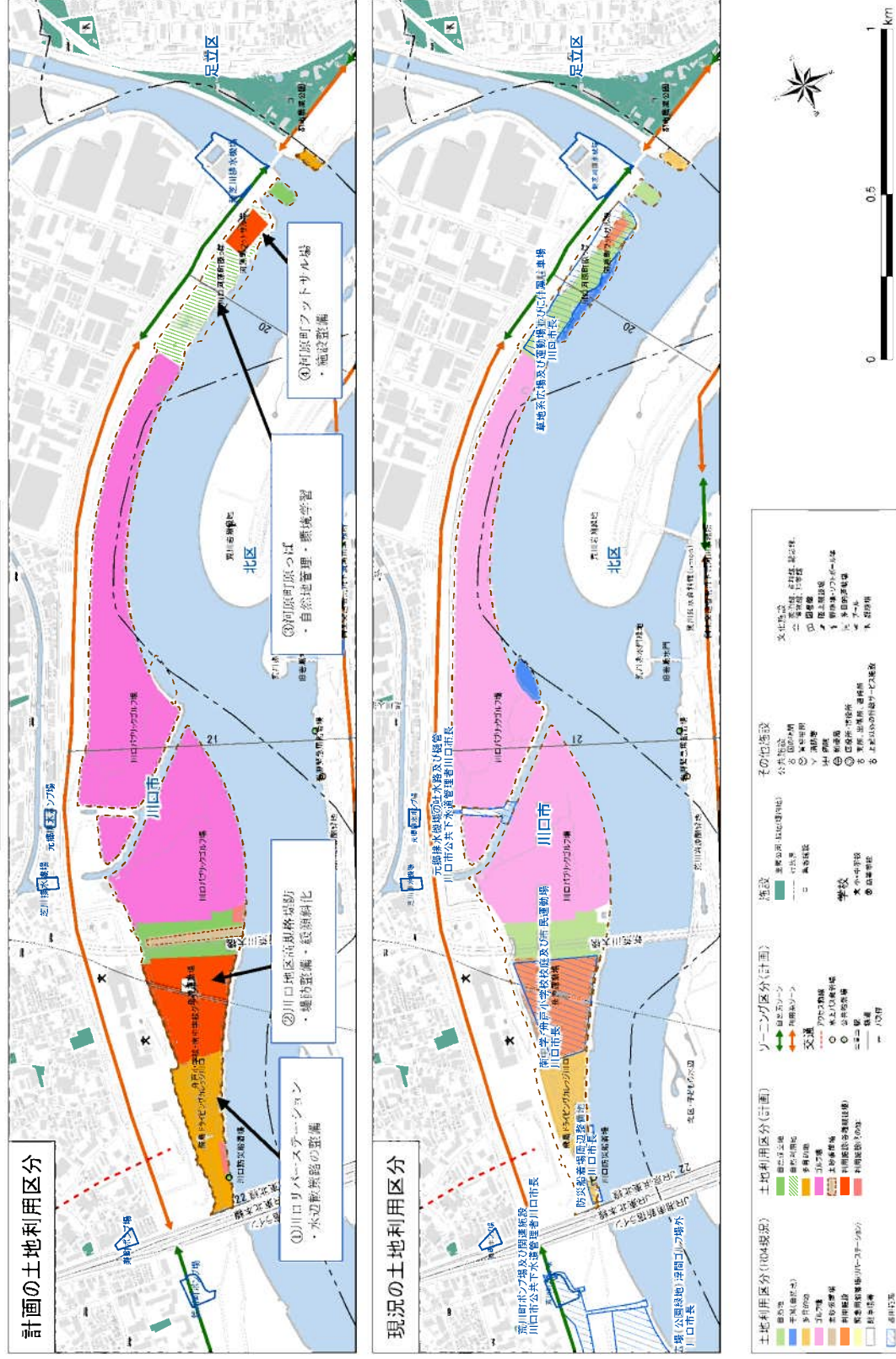


図2-7 地区別計画の土地利用計画図

舟戸・河原町ブロック

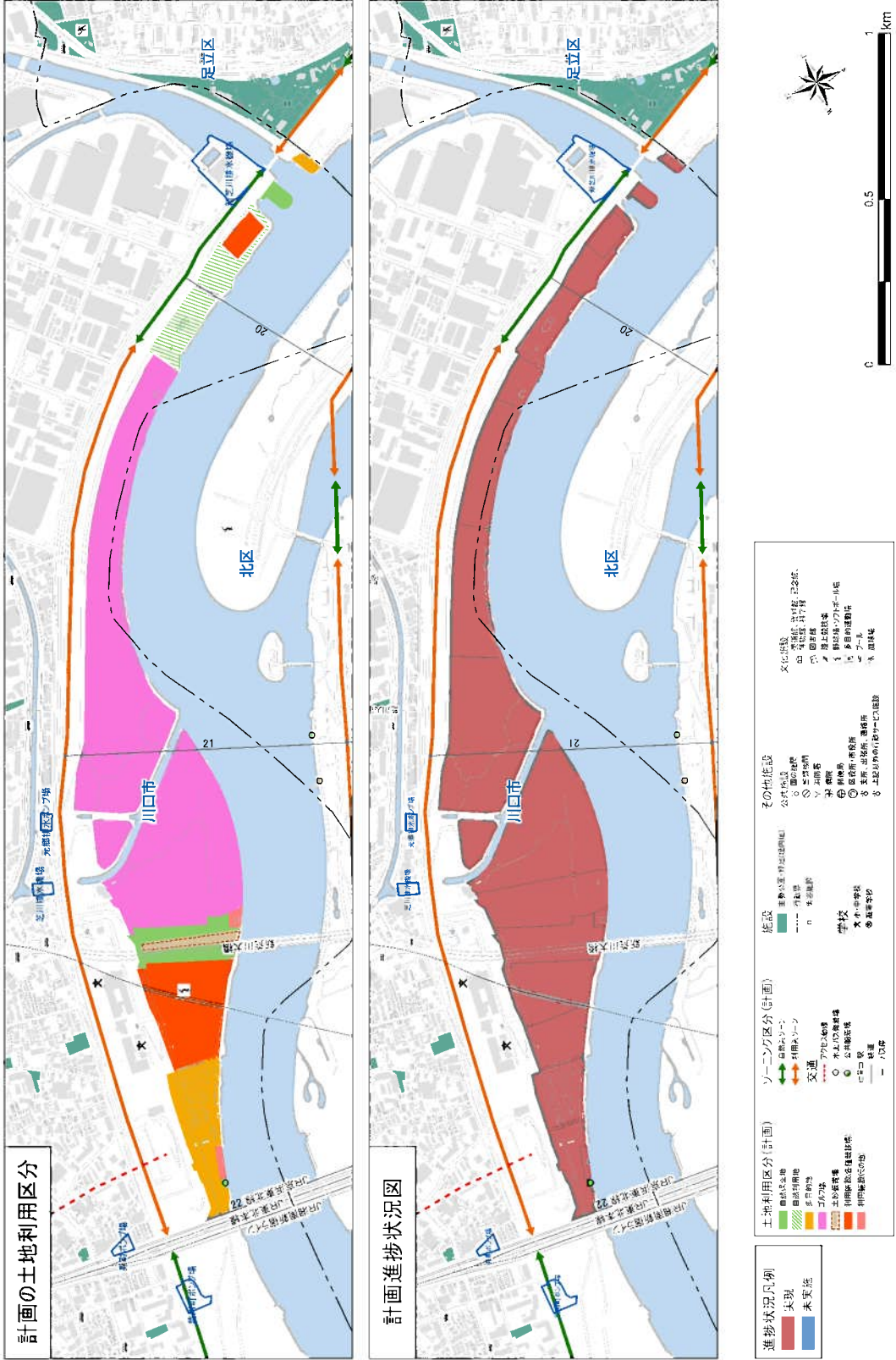


図 2-8 進捗状況図

2. 5. 川口市における取組事例

2. 5. 1. 市民が集う荒川ふれあいまつり



川口市荒川町地先の荒川運動公園（ゴルフ場・野球場・ラグビー場等）を全面開放し、緑と水・自然と触れ合うことにより、心のうるおいと人と人とのつながりを深め、子供たちが健やかに育まれるまち“ふるさと川口”を築くことを目的として、市民ふれあい祭り実行委員会と川口市公園緑地公社との共催により、毎年秋に開催している川口市屈指の大規模な祭りです。



この祭りは、整備された広いゴルフ場の芝生の中で、一日をゆっくり過ごすことを基本とし、各種飲食のコーナー、パターゴルフや空き缶釣りなどの遊戯コーナー、荒川の自然と触れ合う魚捕りのコーナー、川口の産業や防災を体験できるコーナー等、広大な河川敷の特徴を活かした各種イベントを実施しています。

2.5.2. 川口市内での荒川クリーンエイドの取組

平成6年に始まった荒川クリーンエイド。ここ最近では、荒川全体で毎年200か所以上の会場で約2千～約1万1千人の参加者を数えています。各会場で元気な子供たちの声が聞かれ、多くの市民の皆さんが汗を流しています。

埼玉県南の会場でも、“調べるごみ拾い”が行われています。秩父市大滝地区の会場から始まり、源流から東京湾までのクリーンエイドが実施されます。

コロナの影響で開催が一時、中止・見送りとなった会場も多かったですが、現在、各会場が復活・再開しつつあります。

きれいで自然豊かな荒川を次世代に残す機運を高めていきたい。

(1) 荒川ふれあいまつり会場

毎年秋に、荒川ふれあいまつりと協力しながら、京浜東北線鉄橋上流から三領水門までの土手を中心に実施されています。この会場は毎年、約100人の参加。ガールスカウト、ボーイスカウトなどの子供たちが元気に参加しています。クリーンエイド後、参加者が荒川ふれあいまつりを楽しまれるなど、相乗効果となっています。



(2) 荒川ごみ拾いボランティア「清掃中」(荒川クリーンエイド)

毎年秋頃、荒川運動公園釣り堀池（通称）周辺で川口市内の青少年たち約20名が参加してごみ拾いボランティアが行われています。川口市青少年ボランティア育成委員会、川口市、社会福祉法人川口市社会福祉協議会主催の「青少年ボランティアスクール」の一環

として荒川夢クラブが協力実施しています。水辺クリーンアップ、水質検査、生態調査などを内容とし、荒川クリーンエイド会場の一つとしても開催。青少年たちが荒川、自然や環境のことを知る啓発のよき機会になっています。

(3) 荒川夢クラブ主催会場

毎年4月に、荒川運動公園釣り堀池（通称）周辺で一般参加、親子参加で春の荒川クリーンエイドを行っています。水辺クリーンアップ、ごみ調査、水質検査に取り組む一方、荒川を楽しんでもらう企画もあります。例えば、春の自然観察、ネイチャーゲーム、春の童謡や唱歌を楽しむハーモニカミニコンサート、野菜など、食から春の自然を堪能する試みも行ってきました。

コロナの影響から中止・見送りになったり、野草の天ぷらなどは行うのが難しくなったりしていました。現在、春のクリーンエイドは復活・再開しており、最近では、調べるごみ拾いとともに、マイクロプラスチックを参加者の皆様に考えるワークショップなどを行っています。皆さん、川のボランティアとともに、荒川を丸ごと楽しんでもらうアットホームな会場となっています。



(4) かわぐちっ子荒川クラブと埼玉県生態系保護協会川口支部の取組

川口市の河原町原っぱで生物多様性に配慮した自然地管理作業を行っています。また、近隣の小学校4校にパンフレットを配布し、環境教育としてのイベント（生きもの探し、野草を食べよう etc.）を年間10回行っています。活動の際にはごみ拾いも行っています。

河原町原っぱ
かわぐちっ子、荒川に集合！



—>河原町原っぱ自然環境管理とかわぐちっ子荒川クラブ及び自然のこころ—

第179回 2023年 9月23日（日） 10:00～12:00 雨天中止

まずはゴミ拾いしよう！

生き物探し&バッタ飛ばし大会！

トンボもチョウチョもがんばっているよ。

バッタやコオロギが一番げんき！！

秋の花もさがして来

最後に飛ばしてみようマイバッタ・・・1m？、・・・、30m？

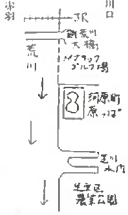
場 所：河原町原っぱ
持ち物：【1人あたり】水筒、【4歳】未満、タオル
服装：長袖、長ズボン、帽子。
片道（前の日が出たら）

参加費：無料

主 催：かわぐちっ子荒川クラブ
埼玉県生態系保護協会 川口支部

問合せ：西尾 TEL.048-267-4948

次回予定：2023年10月28日（日）
生き物探し







2.5.3. 川口市荒川町・水辺の楽校

川口市荒川町地先荒川河川敷は、平成 21 年 3 月 31 日付けで、「水辺の楽校プロジェクト」に登録されました。

本地については、公益財団法人川口市公園緑地公社を事務局として、近隣の 4 つの小学校、地元の荒川の自然を考える市民団体、川口市役所、荒川下流河川事務所が連携して、池等に生息する様々な生物とのふれあい等、荒川の自然についての理解や認識を深めてもらうことを目的とした体験型の自然教室の開催等を行っています。



【活動状況】

(1) 荒川の自然と遊びの教室

荒川地先にある川口市浮間ゴルフ場内には、他のゴルフ場と比較して数多くの池や水路が存在しており、これらは荒川と水門によって結ばれ、荒川に生息する生物の貴重な生育域になっています。

これらの生物を自分の手で捕獲し、触れ合い、学ぶ教室を近隣の小学校を対象に学校授業の一環として開催しています。

ゴルフ場として整備されたフィールドの安全性や、トイレ・水道等の設備は、教育関係者からも高く評価されており、年間 5～6 回程度、春や秋のゴルフ場定休日を活用し、毎年のべ 500 人程の参加があります。

主に、小学校低学年が参加しておりますが、初めて水辺に立った時には戸惑っていた子供たちが、教室の中では見る見る大胆になり、自然とのふれあいを楽しむことができるようになります。自然体験の少ない都市の子供たちにとってとても貴重で価値のある時間です。

また、ラグビー場や野球場、修景池周囲の自然の草地をフィールドとして、河川敷に生息するバッタ等の陸生の生物と触れ合う教室も、近隣小学校や幼稚園を対象に開催しており、ゴルフ場の教室と同様、年間のべ 500 人程の子供たちが参加しています。

高層マンションが林立し、自然体験が希薄な川口市の子供たちにとって、荒川は大変貴重で価値ある空間となっています。



ザリガニ釣りを楽しむ児童



黒ベンケイガニ探索中の児童

(2) 荒川の自然にふれあう会

小学校を対象とした上記の教室を、市内親子を対象として開催するものです。

毎年、親子 120 組、400 人程度が参加し、水辺の自然に触れ合うとともに、親子のふれあいに大きく役立っています。

また、多くの人が各池や水路の生物を採集することで、生息する生物の状況把握にも役立っています。



家族で楽しむ荒川の自然にふれあう会



捕獲されたテナガエビ

(3) 親子で楽しむ土手のむし

昆虫を苦手とする大人が増え、さらに身近な自然地が減少する中で、希薄になってしまっている子供たちと昆虫とのふれあいを推進するため、また、保護者の苦手意識解消も図ることを目的として、親子で荒川河川敷の昆虫と親しむ教室を行っています。

令和 5 年から新たに開始した教室です。

(4) ビオトープの指定

ゴルフ場の池と池に続く陸地、約 2,500 m²をビオトープとして指定し、立入制限や草刈り等の管理の制限を行い、生物の保護を行っています。



【将来の活動計画】

川口市荒川町における水辺の楽校の活動を通して、子供たちの反応見てきましたが、年々子供たちの自然離れが進んでいるのを感じます。

しかし、水辺の楽校で活動をすれば、最初是不慣れな自然環境に戸惑いながらも、すぐに慣れて、草や泥の中を生き生きと遊びまわり、水辺の生物や草地の昆虫に目を輝かせる姿を見ることができました。

運動場の片隅の小さな草地やわずかな水たまりであっても、子供たちにとってはワンダーランドです。

広大な荒川河川敷には自然体験ができる様々な場所を見出すことができます。

自然とのふれあいは、子供たちの健全な心と体を育む大切なプロセスと考え、荒川の様々な場所で、より多くの子供たちが自然を体験できるよう、更なる活動拡大を計画します。

2.5.4. 「河原町原っぱ」の整備と利用、管理について

「河原町原っぱ」は、川口市地先の荒川河川敷の最下流に位置する約 2ha の緑地です。川口市の荒川市民会議「川口 ARAKAWA フォーラム」(1996～2013、以下、フォーラム)では、当初より、『荒川将来像計画・地区計画書〔川口市編〕』(1996)においてリーディングプロジェクトに位置づけられたこの場所の整備方針について議論、検討を行い、フォーラムからの提案として、この場所を「河原町原っぱ」と名付け、「草原やヨシ原、干潟を生かした小広場のある自然地」とする整備方針をまとめました。

以降、この整備方針に基づき、「水辺の楽校」を目指した具体的な整備内容や市民プロジェクトとしての活動展開についてフォーラムで検討を重ねるとともに、将来的に子供たちが荒川の自然に親しめる水辺として生かしていこうと、整備に先行して「かわぐちっ子荒川クラブ」の活動が平成 12 年



から始まりました。川口市により実施された 荒川の干潟でカニ(クロベンケイカニ)探し池(原っぱ池)の整備後、生きもの探しや釣り大会、野草遊びなど荒川の自然に親しむ活動とともに、草刈りなど荒川らしい自然地の再生を目指した市民による定期的な活動が、月 1 回程度で現在も続けられています。

こうした活動に並行し、その後のフォーラムでの議論を経て、「河原町原っぱ」の適正な利用と管理による望ましいあり方について提示し、より多くの市民にこの場所を知り、活用してもらうことを目的に、『「河原町原っぱ」の自然再生と管理、利用のあり方に関する提言書』(2007 年)がまとめられました。

その後、この「河原町原っぱ」の下流側に市によるフットサル場の計画が立ち上がり、フォーラムでも整備や利用について議論し、より多くの市民にこの場所を知り、足を運んでもらうこと、荒川の自然に親しんでもらうことを目的の一つとして、平成 22 年 7 月にフットサル場がオープンしました。

「河原町原っぱ」は、自然に親しむ人、スポーツを楽しむ人が共に理解し、協力しあえる場所として今後も利活用を図っていきます。



原っぱ池での生きもの探し



トンボが飛び交う河原町原っぱの「原っぱ池」

◆「河原町原っぱ」の自然地としてのあり方について

（川口ARAKAWAフォーラム『河原町原っぱ』の自然再生と管理、利用のあり方に関する提言書」（2007）より

- ・河原町原っぱは、「荒川将来像計画」（1996）で生きものの生息にも適した比較的まとまった自然があり、自然とのふれあいの場として活用しながら保全していく「中規模自然地」として位置づけられている。それに則した自然地の再生、維持を図っていくこととする。
- ・市内に新たな自然地の創出が難しい現状では、市内の自然を守り、環境教育等の場として多くの市民が利用できる重要な拠点となる。子供たちや市民がカニやトンボなどの生きものと触れ合い、荒川らしい地域の自然を感じられる場所としていく。
- ・河原町原っぱの自然地としての要素は、
 - （ア） 本流水際の比較的規模の大きい干潟
 - （イ） トンボやカエルの生息を促す原っぱ池
 - （ウ） ヨシを中心とする連続性のある水際の植生
 - （エ） 広がりのある草原が挙げられる。これらの要素の特徴、多様性を生かし、荒川下流域の本来の水辺の生態を回復、保全していくとともに、管理、利用についても配慮していくものとする。
- ・原っぱ全体の自然生態の目標としては、規模や周辺の環境からチョウゲンボウ(*)を頂点とする生態系ピラミッドが考えられる。水際の自然の連続性や周辺の自然地とのつながりも考慮し、生態系の質の向上を図っていく。*チョウゲンボウ（ワシタカ目・ハヤブサ科）：川原や干拓地を狩場とする。餌は鳥や昆虫、ネズミなど
- ・オオブタクサ、アレチウリなど外来種の繁茂に関しては、できるだけ抑制するような管理を行い、荒川の潜在的植生であるヨシなどを中心とする水際の植物やタコノアシなど昔ながらの植物の繁茂を促す。
- ・自然生態上、人の利用をある程度抑制する場所を設定し、管理（草刈りの時期や方法等）についても考慮する。

「河原町原っぱ」についての提言書

（「河原町原っぱ」の自然再生と管理、利用のあり方に関する提言書）



2007年3月

川口 ARAKAWA フォーラム

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民等と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民等と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民等と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となってきます。

また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民等に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民等の役割

沿川住民等と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民等が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民等への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしています。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしています。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしています。

3.2.3. 沿川住民等が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組みづくりも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境をつくっていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、川口市、沿川住民等それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、川口市及び沿川住民等の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民等
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影等	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視等	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測等	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視等	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング等	○		○
維持管理水準を維持するために実施するべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草、大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕等	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応等	○	○	○
洪水時・水質事故時の対応等	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

川口市の占用状況は、図 3-1、図 3-2 のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民等の役割」を踏まえ、図 3-3 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

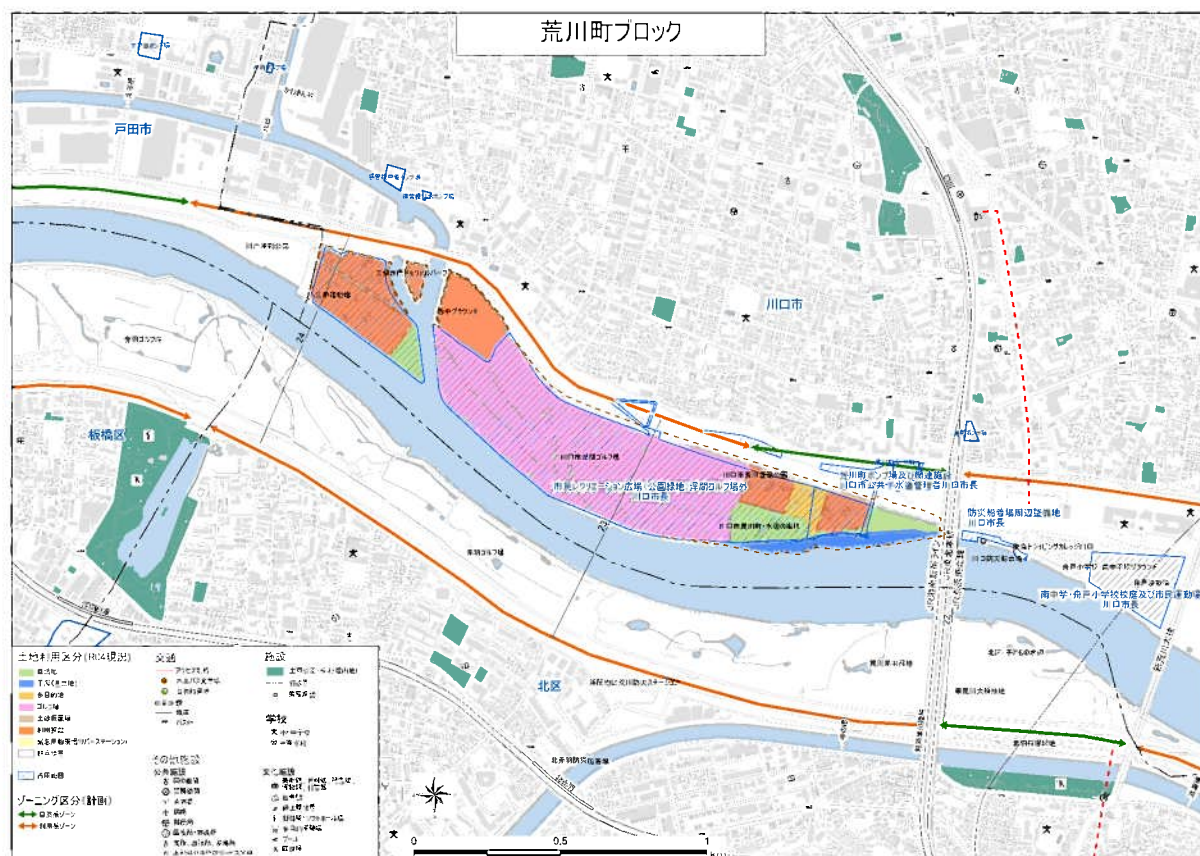


図 3-1 占用状況図（荒川町ブロック）

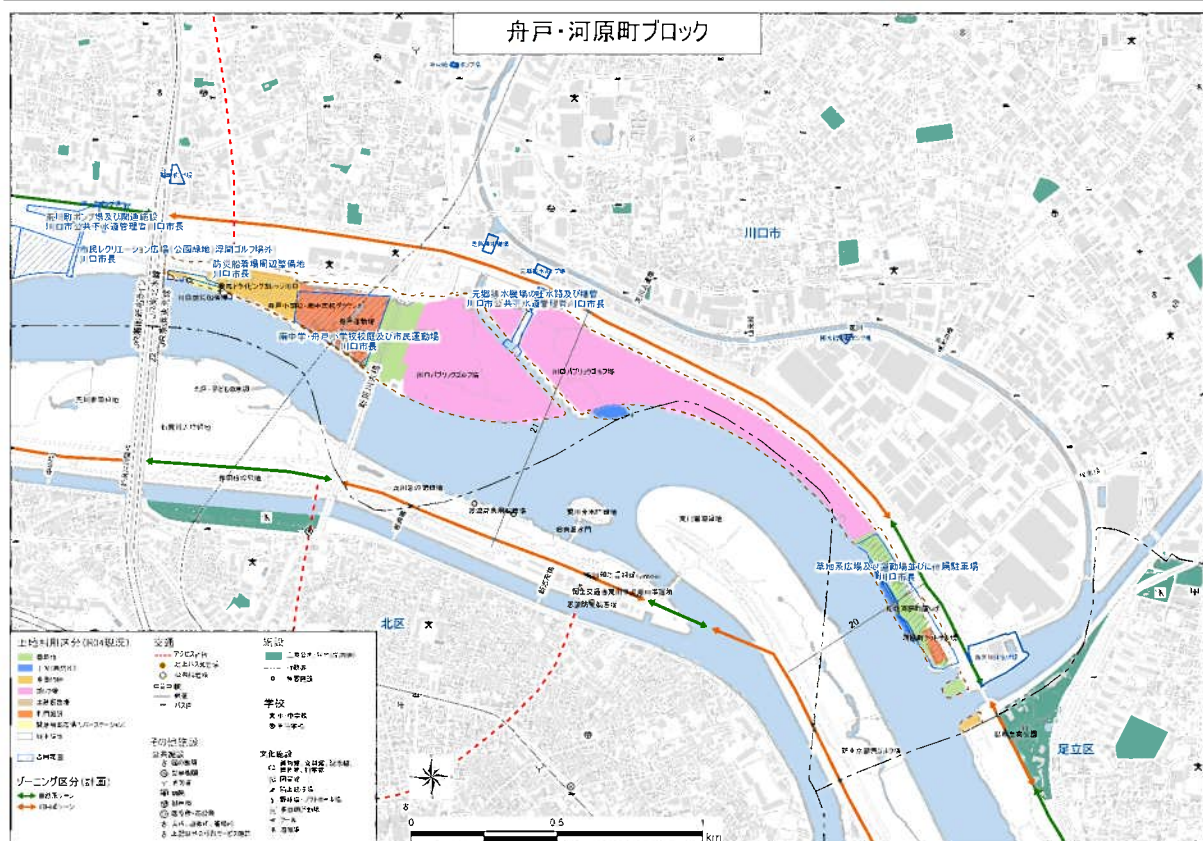


図 3-2 占用状況図（舟戸・河原町ブロック）

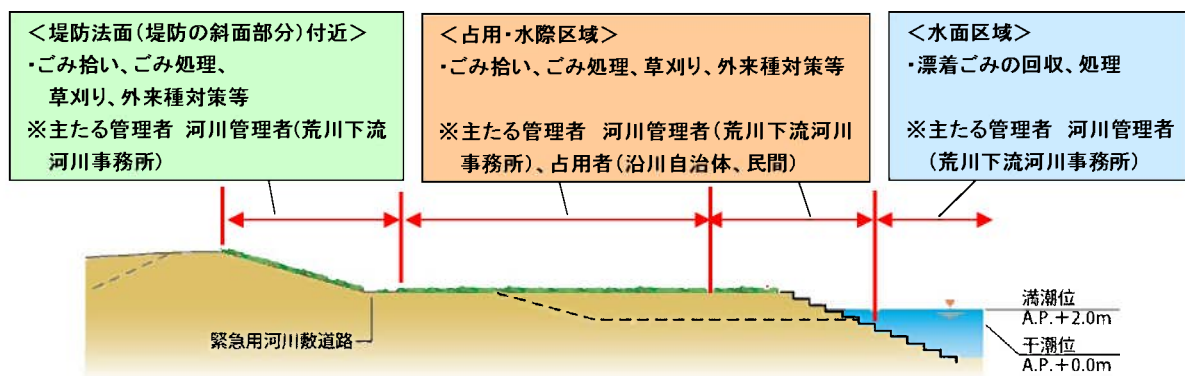


図 3-3 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民等による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民等の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

川口市では自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	知水資料館の 3 階を開放して、活動の場を提供する。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課
2	行政と市民の連携窓口の PR	行政と市民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を PR する。	川口市：建設部建設管理課

4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していきける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民等との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 地区別計画の周知

地区別計画を沿川住民等と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民等に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

川口市役所 建設部 公園課

TEL : 048-242-6337

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL : 03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>
